

## 東通村農業委員会からのお知らせ

### ○賃借料情報について

平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止されました。農地法第52条に基づき、農業委員会では農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

当農業委員会管内の平成23年1月1日～12月末現在で締結された賃貸借契約件数が0件と、情報提供に必要なデータ数が5件未満となっているため、下記のとおり、平成22年度青森県平均の賃借料情報を提供いたします。

### ～平成22年度 青森県賃借料情報に関する調査結果～

(1) 田		(10a 当たり)		
	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	18,970 円	45,200 円	1,000 円	6,490 件

  

(2) 畑 (普通畑)		(10a 当たり)		
	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	9,602 円	30,000 円	1,000 円	809 件

### ○下限面積(別段面積)の設定について

農地法の改正に伴い、農業委員会は、毎年、農地の権利取得要件にかかる下限面積(別段面積)の設定または修正の必要性について、検討することにしております。

平成24年度の下限面積については、平成24年6月の総会において審議した結果、農用地等の保有及び利用の現況等から見て、現段階で下限面積の見直しは必要ないと判断し、従来どおり50aに決定しました。

#### ◇留意事項

農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となります。法律では、農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利取得後において、面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっています。しかし、一定の要件を満たす場合は下限面積を設定し、要件を緩和することができます。これまで下限面積は、県知事が定めておりましたが、農地法が改正され農業委員会が定めることになっております。

＜お問い合わせ先＞ 東通村農業委員会事務局 ☎0175-27-2111 (内線120、134)

## 「2012 東通村ふれあい牧場まつり」 & 「第44回東通村畜産共進会」お知らせ

### ○東通村牧場まつり広場&畜産共進会

日時：7月29日(日) 午前10時～午後3時 (畜産共進会は午前8時40分～13時30分まで)

場所：村営第2牧場 ※焼肉広場はセルフサービスとなっております。

◎当会場における出店等につきましては、東通村商工会(☎48-2081)へ連絡願います。

#### プログラム

8:40 ～ 畜産共進会 開会  
 10:00 ～ 牧場まつり 開会  
 焼肉広場オープン  
 東通牛肉即売  
 10:30 ～ 第1回乗馬体験  
 11:30 ～ 第1回お楽しみ抽選会  
 13:00 ～ 第2回乗馬体験  
 13:30 ～ 第2回お楽しみ抽選会  
 畜産共進会 閉会  
 15:00 ～ 閉会

※なお、プログラムは都合により変更となる場合もありますのでご了承下さい。

#### 東通牛肉・加工品即売

当日、会場では東通牛肉やハムやソーセージなど加工品の即売も行ないます。

親子で!! 友達で!! 青空の下、自分たちで炭をおこして焼肉をしよう!

#### ☆お問い合わせ先☆

東通村牧場まつり実行委員会  
 (東通村つくり育てる農林水産課)  
 TEL: 27-2111  
 FAX: 27-2130